

本方針は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、富士宮市立井之頭小学校すべての子どもが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

○いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（※児童等とは、児童生徒のことです。）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「**いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる**」「**いじめは絶対に許さない**」「**いじめは卑怯な行為である**」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚して、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要です。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) メンバー

学校は、いじめ防止等の中核となる常設の組織を置きます。

○校内職員 ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・養護教諭 ・各学級担任

いじめの内容や状況により、外部専門家とも連携し、対応します。

○外部専門家【校内で協力を求めることができる人材】

- ・PTA会長 ・学校運営協議会長(委員) ・スクールソーシャルワーカー
- ・不登校対策支援員 ・スクールカウンセラー ・富士宮市教育委員会担当

※状況により、警察などとも連携していきます。

(2) 具体的取組

- いじめ防止基本方針の策定、修正
- 校内研修の企画、運営
- いじめに関わる情報収集
- いじめ防止に係る教育活動の企画、運営
- いじめ発生に伴う初動体制の確立及び緊急対応

3 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 子どもに対して、道徳科・人権教育と連携を図りながら「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- 子ども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努めます。
 - ・ 毎月、生活目標を設定し、望ましい生活態度を育てます。特に、学年始めの4月には、「明るい挨拶をしよう。」5月には、「やさしい言葉をつかおう。」という目標で取り組み、思いやりの心を育てます。
 - ・ なかよし農園活動、あいぼう合宿、運動会等様々な場面で縦割り班での活動を行い、異年齢集団での交流をとおして、思いやりの心や助け合う態度を育てます。
 - ・ 学習発表会やかがやき集会等では、学級ごと発表内容を決め、練習や準備を通して協力し合う集団をつくります。
 - ・ 毎週、火曜日と木曜日にロング昼休みを設定し、学級全員や全校で遊ぶ機会を持つようにして仲間意識を育てます。
 - ・ 人間関係づくりプログラムを実施することを通し、自己肯定感を高めたり、お互いのよさについて改めて理解したりして、よりよい人間関係を深める心を育てます。
 - ・ 「いじめについて考えよう」(児童集会)を行うことを通し、児童が主体となって、いじめについて考えたり、いじめを防ぐためにどんなことができるか話し合ったりして、いじめはいけなものだという意識を高め、いじめをしない集団をつくります。
 - ・ 月ごとの生活目標に合わせ、思いやりややさしさをテーマにした読み聞かせを学期に一度行い、心を豊かにします。
- 分かる授業づくりを進めます。
 - ・ 子ども理解を深め、ユニバーサルデザインに基づいた授業づくりに努め、一人一人に合っ

た支援を行います。

- ・ 学習用PCなど、ICTを活用し個別最適な学びと協働的な学び合いを実施していきます。
- ・ 授業の中での規律等を大切に、全てのこどもが参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。

(3) こども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、こども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
 - ・ トラブルが起こった時は、お互いの話をよく聞き、お互いの気持ちに気付かせ、どのようにしたら良かったかを考えるように支援します。
 - ・ 児童会を中心に、全校でいじめについて考える機会を設け、お互いに気持ちよく学校生活を送れるように気を付け合うこどもを育てます。
 - ・ 道徳の時間では、教材の主人公に自我関与して、考え合うことを通し、一つ一つの道徳的価値について議論を重ね、こどもがじっくりと考えを深められるようにして、望ましい人格形成に努めます。
 - ・ 情報機器の正しい使い方や、使用のルールを学校や家庭で話し合い、確認できるようにします。(情報モラル・情報リテラシーなど)
 - ・ 嫌だと思ふことには、「いや。」と言える力や断る力の大切さについても伝えていきます。
 - ・ 困ったことがあったときには、担任や養護教諭等教職員が相談にのることや保護者に相談すること、そしてスクールカウンセラーに相談できることを伝えていき、自分で相談する力を付けていきます。

4 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 日頃から、こどもの見守りや信頼関係の構築等をし、こどもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう努めます。
 - ・ 朝の健康観察を毎朝行い、こどもの健康状態とともに表情の変化等の観察を行います。
 - ・ 「こころの健康観察」を毎週月曜日に実施し、こどもの心の様子や変化に早期に気付くようにします。
 - ・ 教職員相互が、週打ち合わせや職員会議等で、積極的にこどもの情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
 - ・ 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談週間やスクールカウンセラーによるカウンセリング等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、こども及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
- 毎月の職員会議や毎週の職員打合せで、気になる児童や家庭環境の変化等により配慮が必

要になると予測されるこどもについて、全職員による情報共有を適宜行います。

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに、何でも相談できる職員室の雰囲気づくりに努め情報を共有します。
- 生徒指導主任を中心に、いじめの態様等に即した対策チームを編成し、その後の対応について複数の職員で確認・対応します。
- 被害児童及び、いじめを知らせてきたこどもの安全を確保します。
- 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

5 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- SNS によるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援や、いじめを行ったこどもの保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめによりこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、こどもの生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

7 重大事態への対処

- 重大事態とは、次のような場合を言います。

いじめにより、こどもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・児童が自殺を企図した場合	・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合	・精神性の疾患を発症した場合 等

欠席の原因がいじめであると疑われ、こどもが相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席

しているとき。(ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安に関わらず、学校または富士宮市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手します。)

こどもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

- 詳細な事実関係の確認をします。犯罪行為として取り扱われるべき重大事態については、直ちに警察へ援助を求め、連携して対応します。また、実効性のある再発防止策についても、警察と連携し、取り組んでいきます。
- 児童や保護者からの申し立てがあったとき(ただし法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き)重大事態が発生したものととして、事実関係の確認や重大事態調査を実施します。
- 自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案など、調査組織の中立性・公平性を確保する必要がある場合は、校内職員だけでなく、外部専門家(PTA会長、学校運営協議会長(委員)、猪之頭駐在所長、不登校対策支援員、スクールサポーターなど)とも調査を行います。
- 学校は、重大事態が発生した場合、富士宮市教育委員会に報告します。
- 調査は、網羅的に明確に行い、調査方法はこどもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを行います。こどもの入院や死亡等、いじめられたこどもからの聴き取りが不可能な場合は、こどもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち・要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査します。
- 調査結果の提供及び報告について

学校は、いじめを受けた児童や加害児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係(いじめ行為が、いつ、誰から、どのような態様で行われ、学校がどのように対応したかについて)ほかのこどものプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮しながら、いじめを受けたこどもや保護者が希望する場合は、市長への報告に際し、所見書を添付することが可能であることを説明します。

調査結果については、富士宮市教育委員会から、富士宮市長に報告します。報告を受けた富士宮市長は、法に則り、適切に対処します。

- 報道機関への情報発信・対応は、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供をします。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖(後追い)の可能性のあることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にします。

8 年間の取組計画について

令和7年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立井之頭小学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	子ども	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○		1年生を迎える会で新しい仲間を温かく迎える。	特別活動
			○	学校だより、HPに学校の取組方針掲載、周知	学校だより、HP
	○		○	PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	PTA 総会
5	○		○	学校評議員、青少年育成連絡会等への協力要請	関係会議
		○		効果測定プログラム・人間関係づくりプログラム1	学級活動
		○		教育相談	学級活動
		○		学校行事(あいぼう合宿)における心構え 全体指導	特別活動
		○		いじめ実態アンケート・面談 教育相談週間	学級活動
	○		○	5月生活目標「やさしい言葉をつかおう」に関する読み聞かせ	朝の読み聞かせ活動
	6	○			いじめ事例について情報交換
		○		スクールカウンセラー面談	学級活動
		○	○	道徳の授業参観、保護者への協力依頼	授業参観
7			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート・面談 教育相談	学級活動
			○	個々面談での情報モラルについての啓発	保護者面談
	○			いじめ事例研修会	職員会議
8	○			アンケート分析	
9	○			1学期評価から、計画の修正	職員会議
		○		効果測定プログラム・人間関係づくりプログラム2	学級活動
		○	○	学校行事(運動会)に向け、協力し合う。	特別活動
10		○		教育相談週間	休み時間等
		○		児童集会「いじめについて考えよう」文部科学省事例集活用	児童会
11		○		学校行事(学習発表会)に向けて協力し合う。	生活科・総合的な学習の時間
		○		いじめ実態アンケート・面談	学級活動
	○			いじめ事例について情報交換	職員会議
12			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート	学級活動
			○	学級懇談会で情報交換	保護者懇談会
	○			アンケート集約	
		○		教育相談週間	学級活動
1			○	学校評価結果報告	学校評価だより
		○		いじめ実態アンケート・面談 教育相談	学級活動
2	○			いじめ事例について情報交換	職員会議
	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
3	○	○	○	情報モラル教育	道徳
適宜		○		人権について考える場の設定(人権週間等)	道徳